

令和元年度地域支援事業について

被保険者が要介護状態又は要支援状況となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするもの。

地域支援事業は、介護保険法第115条の45に位置付けられ、介護保険料や国県の交付金が財源に充てられる。

①介護予防・日常生活支援総合事業について

○要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。

○生活支援の充実、高齢者の社会参加・支えあい体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。

○住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者の増加、重度化予防推進により結果として費用の効率化。

◆介護予防・生活支援サービス事業

○対象者は、要支援者に相当する者。

①要支援認定を受けた者

②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容	
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	・既存の訪問介護事業所、シルバー人材センター
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	・既存の通所介護事業所
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供	・現在なし
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント	

事業	R1	H30	H29
訪問型サービス	18,270,444円	17,374,768円	16,265,795円
通所型サービス	63,670,159円	65,603,899円	62,033,581円
要支援者数	368人	358人	369人
事業対象者数	30人	21人	6人

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

	R1	H30	H29
利用者数	13人	11人	1人
利用回数	457回	294回	1回

※シルバー人材センターに委託

◆一般介護予防事業

○対象者は、第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容	
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う	・各種介護予防教室等
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	・自主グループ活動支援、高齢安心支えあい活動の担い手養成等
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施	・リハビリ職を活用した相談事業、予防教室

高齢者安心支えあい事業

地域の高齢者に関する支援活動を奨励することで、支援活動を行う者自身がいきがいを見だし、社会参加を通じた介護予防の推進及び地域における支えあい活動の活性化を目的とする。

登録者	R1	H30	H29
登録会員数	35人	32人	28人
受入機関	26施設	24施設	17施設
受入高齢者	13人	11人	3人

活動実績	R1	H30	H29
介護予防に関する活動	158人	313人	48人
高齢者施設での活動	600人	420人	59人
高齢者の日常生活に関する活動	20人	22人	0
合計	778	755人	107人
商品券交換者数	12人	11人	1人

※高齢者の日常生活に関する活動

- ・軽度の家事援助(ゴミ出し、電球交換、家具の移動、布団干し等)
- ・散歩(ウォーキング・ジョギング)等の軽度な運動の付き添い
- ・傾聴

②主要な包括的支援事業・任意事業

◆地域包括支援センター運営経費

地域包括支援センターの運営。

: 市内2ヶ所の地域包括支援センターの運営

◆認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活するために医療と介護の連携強化や認知症の人及びその家族へ効果的な支援体制の強化を図る。

: 認知症の普及啓発活動、認知症カフェ、認知症の相談事業、講演会等

◆在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の双方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護の連会が推進され、包括的かつ継続的な支援が提供される体制を構築する。

: 在宅医療・介護連携推進懇談会、専門研修、市民講座等

◆生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを推進する。

: 生活支援コーディネーターの配置等

◆配食サービス事業

調理が困難なひとり暮らし高齢者等に食事を提供し、栄養補給をするとともに安否確認を行い、高齢者の在宅での生活を支援する事業。現行では週1回、昼食を配達。

	R1	H30	H29	H28	委託先
食数	3,893	4,121	3,852	3,526	よし吉(弁当製造)
利用実人員	111	126	118	118	シルバー人材センター(配達)

※令和2年度からは、和食ダイニング さくらやに弁当製造&配達を委託

【保険者機能強化推進交付金について】

平成30年度から創設された交付金で、下記の評価指標に基づき評価点数が配点され、第一号被保険者数の規模に応じて交付額が決定される。

- I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
 - (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等
 - (2) 地域包括支援センター、地域ケア会議
 - (3) 在宅医療・介護連携
 - (4) 認知症総合支援
 - (5) 介護予防・日常生活支援
 - (6) 生活支援体制の整備
 - (7) 要介護状態の維持・改善状況等
- III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

令和2年度からは新たに保険者努力支援交付金が創設され、地域支援事業における介護予防・健康づくりに必要な取り組みに活用できることとなった。

高齢者福祉事業

一般会計による高齢者等に対する事業

1) 生きがい対応型デイサービス(要支援・介護認定者は対象外)

在宅の虚弱高齢者を通所させ、日常生活上の訓練、指導者の各種サービスを提供することにより、その者の自立及び社会参加の促進並びに日々の生活の充実を図る事業。現行では週1回の利用。

福寿荘デイサービスセンター (平成12年度開設 社会福祉協議会委託)	区分	R1	H30	H29	H28
	利用実人員(登録者数)	30	39	41	40
	利用延人員	1,267	1,588	1,685	1,706
	年間延開催回数	240	242	242	243
	一日当平均利用者	5.3	6.6	7.0	7.0

桜寿荘デイサービスセンター (平成15年度開設 社会福祉協議会委託)	区分	R1	H30	H29	H28
	利用実人員(登録者数)	33	32	32	37
	利用延人員	1,401	1,397	1,435	1,514
	年間延開催回数	240	241	240	243
	一日当平均利用者	5.8	5.8	6.0	6.2

2) ショートステイ事業(要支援・介護認定者は対象外)

在宅で生活する高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に老人福祉施設等に入所させ、適切な日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助する事業。

	R1	H30	H29	H28	委託先
短期入所措置実人員	2	2	4	4	美濃陶生苑(みずなみ陶生苑)
利用延日数	11	11	19	23	千寿会(千寿の里)
送迎利用延回数	0	0	0	4	

3) 緊急通報装置(あんしんネットワークシステム)

在宅で生活するひとり暮らし高齢者等の自宅と瑞浪市消防本部との間に緊急時における通報体制を整備することにより、健やかで安心できる生活に寄与する事業。

	R1	H30	H29	H28
取り外し	20	21	33	27
取り付け	21	20	17	29
保有台数	266	265	266	282
新規購入台数	16	20	20	20

4) 要介護老人介護手当

在宅要介護者を介護している者に対し、介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに在宅での要介護者福祉の増進を図る事業。対象者は要介護3以上。

		R1	H30	H29	H28	備考
9月期(10~3月分)	実人員	38	55	36	45	
	支給該当件数	124	164	123	155	月額 5,000円
3月期(4~9月分)	実人員	29	35	42	42	
	支給該当件数	94	136	141	137	月額 5,000円

5) 重度障がい者リフト付タクシー

利用者の経済的負担を軽減し、重度障害者等の福祉の増進のため実施する事業。対象者は身体障がい者手帳1級又は2級で寝たきりの状態にある者又は65歳以上の要介護3以上で寝たきりの状態にある者。

	R1	H30	H29	H28
年度末登録者数	5	9	7	6
実利用者数	1	2	2	5
利用回数	4	7	8	17

6) ホームヘルパー派遣事業(要支援・介護認定者は対象外)

ひとり暮らし高齢者等で、自立した生活を営むために、何らかの援助が必要であると認めた者に対し、軽易な生活援助サービスを提供する事業。令和2年度からは総合事業に移行した。

		R1	H30	H29	H28	委託先
軽度生活援助	利用実人員	10	16	12	24	シルバー人材センター
	実回数	435	597	607	755	